

平成 31 年度 事業計画書

1. はじめに

平成 31 年度においては、平成 28 年 7 月に策定した「中期経営方針（2016-2020）」に基づき、

- (1) 担い手の確保と、そのための経営基盤の強化に取り組んでいる建設産業を組織の総力を挙げて応援する
- (2) 地域社会になくってはならない建設産業の姿をきちんと伝える取り組みの中で存在感のある役割を果たす
- (3) 節目といわれる 2020 年以降に見えてくる新しい課題にきちんと対応していけるよう備えを固める

を基本方針として事業を執行して参ります。

また、今後、本財団として最近の建設産業を取り巻く環境の変化や新たな課題等に適確に対応していくため、建設産業団体等のニーズ等を把握するとともに、これらを踏まえ「新中期経営方針」の策定を進めて参ります。

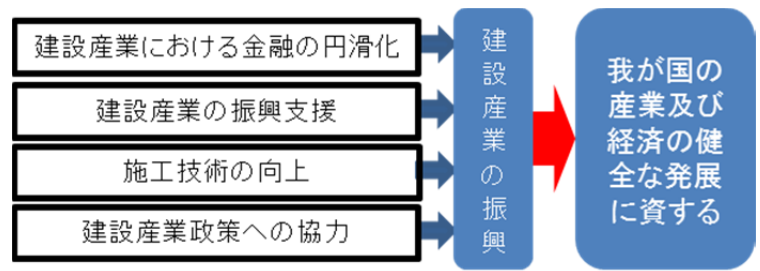
2. 重点事項

平成 31 年度においては、下記の事項を重点として事業展開を図って参ります。

- (1) 「建設キャリアアップシステム」の現場での本運用の開始及び実施体制の更なる強化
- (2) 最終年度を迎える「建設産業担い手確保・育成コンソーシアム事業」や「建設労働者緊急育成支援事業」を通じて構築された担い手育成基盤の維持・充実
- (3) 国土交通省における若手技術者の技術力育成方策への適確な対応
※施工管理技士補制度（仮称）及び 1 級施工管理技術検定試験の受検資格緩和等への対応
- (4) 「外国人技能実習生受入事業」の縮小・撤退に向けた諸準備
- (5) 建設産業界や本財団を取り巻く環境の変化等を踏まえ、建設産業団体等からのニーズ等を把握するとともに、現行の「中期経営方針(2016～2020)」を 1 年前倒しして「新中期経営方針(2020～2022)」を策定

3. 事業の目的と体系

本財団は定款において、建設産業における金融の円滑化、建設産業の振興支援、施工技術の向上等に関する事業を行うとともに、建設産業政策への協力に関する事業を行うことにより建設産業の振興を図り、わが国の産業及び経済の健全な発展に資することを目的に掲げています。



I 建設産業における金融の円滑化

- ① 下請セーフティネット債務保証 (SN1) / 地域建設業経営強化融資制度 (SN2) P1
- ② 下請債権保全支援事業 P2
- ③ 共同事業等に必要資金の借入れに対する債務保証・助成・融資あっせん P3

II 建設産業の振興支援

(1) 助成事業

- ④ 建設産業活性化助成事業 P4

(2) 経営改善

- ⑤ 建設業経営者の経営力強化 (建設業経営者研修) P5
- ⑥ 建設業経理検定試験・研修 P6

(3) 情報化推進 (CI-NET)

- ⑦ 電子商取引の標準化 P7
- ⑧ 電子商取引の普及推進 P8

(4) 人材確保・育成

- ⑨ 建設産業担い手確保・育成コンソーシアム事業 P9
- ⑩ 建設労働者緊急育成支援事業 **厚生労働省受託事業** P10
- ⑪ 建設キャリアアップシステムの開発・運営 P11
- ⑫ 建設産業人材確保・育成推進協議会の運営等 P12
- ⑬ 登録基幹技能者制度推進協議会の運営等 P13
- ⑭ 海外建設技能実習生・外国人建設就労者受入事業 P14
- ⑮ 建設業経理士の支援・育成 (登録建設業経理士制度の運営) P15

(5) 調査研究、広報、情報提供等

- ⑯ 建設産業に係る総合的な調査研究等 P16
- ⑰ 建設業経理に関する調査研究等 P17
- ⑱ 「建設業しんこう」の発刊及び建設産業に係る情報提供 P18
- ⑲ 連携団体職員合同研修 P19

III 施工技術等の向上

- ⑳ 建築／電気工事施工管理技術検定試験 P20
- ㉑ 監理技術者講習 P21
- ㉒ 建築施工管理能力の維持・向上支援 (建築・設備施工管理 CPD 制度の構築・運用) P22

IV 建設産業政策への協力

- ㉓ 建設業における女性活躍推進に関する新計画策定等業務 **国土交通省受託事業** P23
- ㉔ 中小企業等担い手育成支援事業 **厚生労働省受託事業** P24

4. 事業計画

I 建設産業における金融の円滑化	
① 下請セーフティネット債務保証 (SN1) 【担当部：金融・経理支援センター】 地域建設業経営強化融資制度 (SN2) (金融支援課)	
事業のねらい・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・工事請負代金債権の早期資金化を図り、中小・中堅建設業者への資金供給の円滑化を推進する。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・融資事業者（事業協同組合等）が次の資金を金融機関から借り入れる際に、本財団が債務保証を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ①公共工事の元請負人の運転資金を貸し付けるために必要な資金 (保証期間：1年、保証割合：100%、保証料率0.1%) ②社会全体の効用を高める施設に関する民間工事の元請負人の運転資金を貸し付けるために必要な資金（保証期間：1年、保証割合：90%、保証料率0.2%） ・融資事業者（事業協同組合等）に対し次の助成を行う（SN1）。 <ul style="list-style-type: none"> ①出来高査定費用に対する支援として上限25,000円を助成する。 ②融資事業者（事業協同組合等）が新規に本事業を導入する場合、年1回300,000円を3年間助成する。 ③融資事業者（事業協同組合等）が事業推進のために要した費用に対する支援として、融資件数に応じて50,000円～300,000円を年1回助成する。 <p style="text-align: right;">(事業の期限：平成33年3月末)</p>
事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ・保証枠の増額 保証枠の拡充を図るために、利用実績の多い融資事業者への増枠に向けた働きかけ及び新規融資事業者（事業協同組合等）開拓に向けた営業活動を行う。 ・貸付実績の拡大 <ul style="list-style-type: none"> ①制度未導入の地方公共団体等に対する制度導入に向けた活動を行う。(地域における発注の実情やニーズを鑑み、営業エリアが広い北保証サービス、建設経営サービス、建設総合サービス等と連携して重点的な営業を行う。) ②都道府県、市町村等が主催する説明会等の場を活用して事業のPRを行えるよう働きかけを行う。 ③融資事業者（事業協同組合等）と連携し、組合員向け説明会の実施、ダイレクトメールの発送、専用チラシの作成等を通じた更なる活用促進を図る。 ④金融機関との情報交換等を通じて、地元の資金調達ニーズを把握し、活用促進を図る。
取組目標	<ul style="list-style-type: none"> ・保証枠の拡充及び新規融資事業者（事業協同組合等）の開拓、融資実績の拡大に向けた活動を実施する。

I 建設産業における金融の円滑化	
【担当部：金融・経理支援センター】 (金融支援課)	
② 下請債権保全支援事業	
事業の ねらい・効果	<ul style="list-style-type: none"> 下請建設企業等の経営及び雇用の安定と連鎖倒産の防止を図る。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 下請建設企業等が元請建設企業に対して有する工事請負代金等に係る債権の保全を図るため、当該債権の支払を保証ファクタリング事業者が保証する場合に、下請建設企業等の保証料負担の軽減（保証料割引助成）及び保証債務の履行による保証ファクタリング事業者のリスク負担の軽減（損失補償）を実施する。
事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ファクタリング事業者に対し事業ニーズに係る調査を行うとともに、利用促進に向けた意見交換等を行う。 関係団体等と連携し、都道府県、市町村等が主催する建設企業向け説明会等の場において、事業 PR を行う。 関係団体等に対する周知普及、利用促進活動を行う。 本事業の終期が平成 32 年 3 月末まで 1 年間延長されたところ、関係団体と意見交換しつつ、国土交通省と平成 32 年度以降の事業延長について協議、検討を行う。 <p style="text-align: right;">（事業の期限：平成 32 年 3 月末）</p>
取組目標	<ul style="list-style-type: none"> 下請建設企業の経営及び雇用の安定と連鎖倒産の防止を図るため、本事業の普及拡大を図る。

I 建設産業における金融の円滑化	
③ 共同事業等に必要な資金の借入れに対する 債務保証・助成・融資あっせん 【担当部：金融・経理支援センター】 (金融支援課)	
事業のねらい・効果	<ul style="list-style-type: none"> 建設業者団体及び事業協同組合等における共同施設の設置、共同事業、転貸融資に対する資金調達を支援する。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 建設業者団体及び事業協同組合等が次の資金を金融機関から借り入れる際に本財団が債務保証を実施する。さらに、下記①の資金については、借入金利に対して上限 2%を 6 年間助成する。 <ul style="list-style-type: none"> ①共同施設、共同機械設備の設置、購入のために必要とする資金 (保証期間：12 年、保証割合 90%、保証料率 0.3%) ②共同購入、共同リース等の共同事業のために必要とする資金 (保証期間：3 年、保証割合 90%、保証料率 0.3%) ③構成員に対し、事業経営に必要な資金を貸し付けるために必要な資金 (保証期間：3 年又は 5 年、保証割合 90%、保証料率 0.3%) 特例措置として、除染作業の運転資金として構成員に転貸融資するために借り入れる資金については、当該業務委託の債権譲渡が図られていることを条件として、上記③の資金として債務保証等を実施する（保証期間：1 年、保証割合：100%、保証料率 0.1% 出来高査定費用助成：上限 10 万円、組合事務経費助成：定額 2 万円、企業事務経費助成：上限 2 万円（措置の期限は平成 32 年 3 月末））。 <p style="text-align: right;">(事業の期限：平成 33 年 3 月末)</p>
事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ① については、パンフレットを活用し、都道府県建設業協会へのアンケート調査結果をもとに、会館等の耐震改修や建て替え等のニーズを踏まえた重点的な営業に加え、教育研修施設等に係る営業等を行う。 ② については、パンフレットや組合の共同事業等の事例を紹介する「事業協同組合ガイドブック」を活用し、新たな事業展開、既存事業の拡充等を検討する協会、協同組合への営業等を行う。 ③ については、除染作業に係る転貸融資について、融資事業者である福島県建設業協同組合と連携を図りつつ、継続されている除染作業に活用されるよう営業等を行う。また、新たな転貸融資スキームを検討する協会、協同組合への営業等を行う。
取組目標	<ul style="list-style-type: none"> 建設業者団体の資金調達を支援するため、本事業の利用拡大に向けた活動を実施する。

II 建設産業の振興支援	
(1) 助成事業 【担当部：経営基盤整備支援センター】 ④ 建設産業活性化助成事業 (経営改善支援担当部)	
事業のねらい・効果	<ul style="list-style-type: none"> 建設産業団体が自主的に実施する建設産業の活性化に係る調査研究及び研修等に関する事業に対して助成を行い、経営基盤の強化、担い手確保・育成等を通じ、建設産業の活性化の推進を図ることを目的とする。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 建設産業団体（出えん団体、都道府県建設業協会・府県建設産業団体連合会、本財団が特に認める団体）に対し、1団体あたり上限 200 万円（特別枠を使った場合は 300 万円）、本財団が特に認める団体の場合は 1 団体あたり上限 150 万円とし、事業経費の 3/5 を助成する。 助成団体の事業の活性化に資するため、平成 31 年度も引き続き、団体のニーズを把握しつつ、可能な範囲で助成対象事業等の見直しを図る。
事業計画	<ul style="list-style-type: none"> 申請受付、内容審査のうえ交付決定 各団体の事業の進捗確認、年度末の報告・精算 交付要綱等の見直し 平成 32 年度の募集 委託事業の計画・実施・成果の検証
取組目標	<ul style="list-style-type: none"> 助成対象事業は、1) 経営基盤の強化に資する事業、2) 担い手確保・育成、雇用・労働環境改善に資する事業、3) その他事業 特別枠事業については現状の原価管理、処遇改善・雇用労働環境の改善、女性活躍、生産性向上、働き方改革、担い手確保育成等に資する取り組みに加え、建設業界を挙げて取り組んでいる重点事業（建設キャリアアップシステムや民法改正に伴う対応等）の普及に資するメニューを設定する。

II

建設産業の振興支援

(2) 経営改善

【担当部：経営基盤整備支援センター】

⑤ 建設業経営者の経営力強化（建設業経営者研修）

（経営改善支援担当部）

<p>事業の ねらい・効果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業においては経営層の意思決定が企業に与える影響は特に大きい。このため、中小建設企業の経営者、経営後継者、経営幹部を対象とした研修会を開催し、今後待ったなしに対応が求められる生産性の向上や働き方改革等に的確に対応していけるよう経営管理能力の向上を図るとともに、参加者相互の情報交換・意見交換の場を提供する。 ・ 参加者が自社において経営革新を進める際のヒントを提供する。少子高齢化の進展やICT（情報通信技術）の急速な発展等といった環境変化を踏まえ、中小建設業における経営革新の着眼点や考え方、実践上の課題や改善点・効果等を提供できるよう工夫を行う。
<p>事業内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生産性向上、担い手確保育成、働き方改革、ICT（情報通信技術）等といった時宜にかなったテーマとし、中小建設企業の経営者、経営後継者、経営幹部を対象とした研修会を開催する。
<p>事業計画</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研修の企画検討、講師等の候補者の選定 ・ 他セミナーと連携して行う研修の検討（経営者研修の波及効果拡大の検討） ・ 開催に向けたPR及び研修会の開催
<p>取組目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 参加人数目標 60名（近年は50名程度の参加者で推移）。 ・ 企業の生産性向上、担い手確保育成、働き方改革等のテーマを中心に据え、時流に合ったテーマ設定を行い、リピーター及び新規参加者の増加を目指す。 ・ 参加人数の増加、会場費等の経費の削減に努め、直接経費ベースで収支均衡を目指す。

II 建設産業の振興支援	
(2) 経営改善 【担当部：金融・経理支援センター】 ⑥ 建設業経理検定試験・研修 (経理研究・試験担当部)	
事業の ねらい・効果	<ul style="list-style-type: none"> 建設企業の経営基盤の強化を支援するため、建設業会計の知識の習得・普及を推進する。 担い手確保の観点から高校生等の資格取得に係る研修等を建設業協会と連携し実施することにより、若年者の建設業界への入職促進を図る。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 建設業経理士検定試験（1級・2級）を年2回（9月、3月）、建設業経理事務士検定試験（3級・4級）を年1回（3月）、47都道府県において実施する。 建設業経理事務士特別研修を47都道府県で実施する。また、担い手確保の観点から工業高校等の教育機関と連携し、学校単位での建設業経理事務士特別研修を併せて実施するほか、建設業会計知識の習得・普及等を目的に企業・団体単位での建設業経理事務士特別研修も実施する。
事業計画	<ul style="list-style-type: none"> 平成31年9月8日（日）に上期建設業経理検定試験（建設業経理士1級・2級）を実施する。 平成32年3月8日（日）に下期建設業経理検定試験（建設業経理士1級・2級、建設業経理事務士3級・4級）を実施する。 高校単位での申込に対して実施している検定試験受験料半額をPRし、若年者の受験拡大を図る。 建設業団体に出向き、企業・団体の研修の一環としての建設業経理事務士特別研修の開催を働きかける。 建設業協会等職員に対する資格取得支援を行う（特別研修及び検定試験）。 建設業経理検定制度の懇談会の提言の具体化に向けた検討を行う。
取組目標	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県建設業協会との連携をさらに強化し、検定試験及び特別研修の申込者増に繋げる。 検定試験においては、担い手確保の観点から商業高校等からも幅広く申込者を獲得し、一層の申込者数、受験率の向上を図る。 特別研修（一般）の受講者数は2,720名（3級1,300名、4級1,420名）を計画。 特別研修（高校生）は受講料値下げを幅広くPRし、受講者数2,050名（3級650名、4級1,400名）を計画。 特別研修（一般）は引き続き建設業団体、企業、人材派遣会社に対してPRを行う。 特別研修の総開催回数は約210回を想定（一般（47回×2回+8回（東京で追加開催））+高校等100回+企業等10回）。

II		建設産業の振興支援
(3) 情報化推進(CI-NET)		【担当部：経営基盤整備支援センター】
⑦ 電子商取引の標準化		(情報化推進支援担当部)
事業の ねらい・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・情報化評議会として、建設産業における電子商取引を推進し、生産性の向上や経営の合理化を図り、CI-NET を実施する企業に対して働き方改革に資する取組を行う。また、契約手順の標準化や契約の徹底等により建設業の法令遵守を推進する。 	
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・建設産業における電子商取引等の標準化を推進するため、標準ビジネスプロトコルや実装規約のメンテナンスを行う。 ・情報化評議会で新たに策定した普及拡大のための「CI-NET 第3次3ヵ年活動計画(2017～2019年度)」の最終年度として、CI-NET の普及拡大に向けた取組を実施する。 	
事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ・電子契約を行った場合の電子納品等の運用が円滑に行えるよう、取り扱い方策の策定及び公共発注者等への周知を行う。 ・2020年4月施行の改正民法に併せ、基本契約メッセージの運用に関する検討を行う。 ・CI-NET LiteS 実装規約の次期バージョンの確定並びに移行に向けた検討を行う。 ・各企業の原価管理等の社内システムとのスムーズな連携を実施するため、業務パッケージベンダー及びCI-NET サービスベンダーにCI-NET 機能を実装するための働きかけを行う。 ・設備工事関連の見積業務におけるCI-NET 電子商取引の運用拡大を推進する。 	
取組目標	<ul style="list-style-type: none"> ・改正民法の施行(2020年4月)に併せた、基本契約メッセージの円滑な運用(CI-NET サービスベンダーの環境整備含む)を完了させる。 ・CI-NET LiteS 実装規約の次期バージョンを確定する。 ・設備見積業務のVer.2.1での運用を開始する。 	

II 建設産業の振興支援	
(3) 情報化推進(CI-NET) 【担当部：経営基盤整備支援センター】	
⑧ 電子商取引の普及推進 (情報化推進支援担当部)	
事業の ねらい・効果	<ul style="list-style-type: none"> 建設産業全体の生産性の向上や経営の合理化を図り、CI-NET を実施する企業に対して働き方改革に資する取組を行う。また、建設業の法令遵守を推進させるため、電子商取引の一層の普及・拡大を推進する。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 電子商取引説明会や勉強会、企業への個別支援等を実施し、電子商取引の理解と関心を深め、電子商取引導入企業の増加を図る。 電子商取引に必要な企業識別コード及び電子証明書を適切に発行する。
事業計画	<ul style="list-style-type: none"> 「CI-NET 第3次3ヵ年活動計画（2017～2019年度）」に基づき、CI-NET の普及・拡大に向けた各建設業関係団体との意見交換を実施する。 CI-NET の広報普及のため、新たな広報ツールを作成し普及拡大に努める。 電子商取引説明会等の開催により、CI-NET に関心ある企業を中心に積極的な普及活動を実施する。 CI-NET 導入済みゼネコンの電子化率向上及び出来高請求業務拡大に向けた働きかけを行う。 CI-NET LiteS 実装規約の次期バージョン移行に関する具体的なアクションプランを策定する。
取組目標	<ul style="list-style-type: none"> CI-NET の普及・拡大に向けた「CI-NET 第3次3ヵ年活動計画（2017～2019年度）」の最終年度として設定した目標(※)を達成する。 (※ゼネコン導入企業数：3ヵ年間で10社以上増加、CI-NET 利用の電子商取引実施企業数：2019年度末で12,000社以上) 電子商取引説明会を6箇所で開催し、普及促進を図る。

II

建設産業の振興支援

(4) 人材確保・育成

【担当部：経営基盤整備支援センター】

⑨ 建設産業担い手確保・育成コンソーシアム事業

(人材育成支援担当部)

(地域連携ネットワーク支援担当部)

<p>事業の ねらい・効果</p>	<ul style="list-style-type: none"> 建設産業団体、行政、教育機関、職業訓練施設等の関係機関が一体となって、建設産業における担い手の確保・育成に取り組んでいく体制を構築することにより、若年者の入職促進、育成のための事業を具現化、実行していく。
<p>事業内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> 教育訓練の実践的な役割を担う富士教育訓練センター等と連携を図り、充実した教育訓練の実践、教育訓練をはじめとした担い手確保・育成に資する提案、担い手確保・育成に係る広報等、中核的な役割を果たすための事業を実施する。
<p>事業計画</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地域連携ネットワークの構築支援、教育訓練等基盤の充実強化、職業訓練校ネットワークの構築に係る取組について、活動期間5年間に係る総括を行う。 「(仮称)建設産業担い手確保・育成コンソーシアム全体報告会」を開催し、コンソーシアムを通じて実施した取組及び検討等に係る事例の取りまとめを行う。 地域連携ネットワーク(43団体)に対するアンケート等を実施し、地域における建設産業への入職実績等に係る調査を行う。 プログラム・教材等ワーキンググループにおいて制作された成果物であるパワーポイント教材、映像教材、職業能力基準(案)、教育プログラム等についての取りまとめを行う。 職業能力基準(案)の更なる普及促進を図るとともに、専門工事業団体が新たな職種に係る基準(案)の検討を行うに際しての協力をを行う。 教員免許更新制における選択領域講習について、複数地区において講習を開催する。 建設産業担い手確保・育成コンソーシアムは本年度をもってその活動期間を終えることから、本事業を通じて構築された地域連携ネットワーク等、全国各地の担い手育成基盤が将来にわたり持続的に活動していくための環境を整備する。
<p>取組目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省 建設労働者緊急育成支援事業、建設キャリアアップシステム及び建設産業人材確保・育成推進協議会等、関連諸事業との連携を図る。

II

建設産業の振興支援

(4) 人材確保・育成

⑩ 建設労働者緊急育成支援事業
(厚生労働省受託事業)【担当部：経営基盤整備支援センター】
(人材育成支援担当部)

事業の ねらい・効果	建設産業において、多くの建設技能労働者の確保・育成を図り、建設技能労働者不足へ対応するため、離転職者、新卒者、未就職卒業者等を対象として、求職者の募集から職業訓練、就職支援までを一連のパッケージとして実施することにより、とび、型枠、鉄筋等の躯体系職種等における建設技能労働者の確保に対応する。(技術職及び他の技能職種についても地域のニーズに応じて柔軟に対応) ※平成 27 年度から 5 年間の時限措置
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・本財団に中央拠点を設置するとともに、本事業を全国において実施するため、地域の総合工事業団体、専門工事業団体、職業訓練校等に地方拠点を設置する(地方拠点等：24 箇所(平成 30 年度末現在))。 ・地方拠点には、本財団が雇用する職員を地方駐在の専任職員として配置するとともに、地域の建設業団体や職業訓練校、教育機関等から構成される協議会(既存の協議会等の活用も想定)と連携して、各地域の状況に即した効果的な事業運営を図る。
事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ・地方拠点の継続(地方拠点の事務所賃貸借契約締結、専任職員の採用等) ・求職者(訓練生)を求人することが見込まれる建設企業及び建設産業団体のニーズ調査 ・職業訓練の実施方針(対象職種、実施期間、カリキュラム等)の作成 ・職業訓練に係る業務委託契約の締結 ・求職者募集業務の実施 ・職業訓練業務の実施 ・就職支援業務の実施 ・職業訓練等における既存プログラムの調査及び体系化に関する研究、整備
取組目標	募集：1,000 名、訓練修了者：訓練参加者の 90%、新規入職者：訓練修了生の 70%

※ 平成 31 年度の厚生労働省の委託事業であり現段階においては受託未確定。

Ⅱ 建設産業の振興支援	
(4) 人材確保・育成 【担当部：建設キャリアアップシステム事業推進センター】 ⑪ 建設キャリアアップシステムの開発・運営	
事業のねらい・効果	<p>建設キャリアアップシステムは、技能者の保有資格、社会保険加入状況、研修受講履歴や就業履歴等の情報を業界統一のルールで登録・蓄積する仕組みであり、システムを活用し、技能者の適切な評価、処遇改善及び技能の研鑽、将来にわたる担い手確保、現場管理の効率化並びに生産性の向上を図るものである。</p>
事業内容	<p>事業者及び技能者に対し、事業者情報及び技能者情報の登録、現場・契約情報の登録及び施工体制の登録の上で、技能者の現場における就業履歴を蓄積するデータベースを提供する。</p>
事業計画	<p>建設キャリアアップシステムへの事業者情報登録及び技能者情報登録の促進を図るとともに、本運用（全国の建設現場における技能者の就業履歴の蓄積）を開始する。</p> <p>システムの円滑かつ安全な運用を図る。また、本システムのシンボルマークや各種媒体を用いた情報発信、国土交通省・関連団体と連携した説明会の開催を通じ、本システムの活用・普及を推進する。</p> <p>また、実施体制の更なる強化により事業全体を推進する。</p>
取組目標	<p>建設業界のソフトインフラとして、運用開始5年ですべての技能者・事業者の登録を目指す。</p>

Ⅱ 建設産業の振興支援	
(4) 人材確保・育成 【担当部：経営基盤整備支援センター】 ⑫ 建設産業人材確保・育成推進協議会の運営等 (人材育成支援担当部)	
事業のねらい・効果	建設産業人材確保・育成推進協議会の事務局として建設産業界への若年者の入職促進及び担い手確保・育成に向けた活動を引き続き展開する。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 私たちの主張及び高校生の作文コンクールの実施、建設業界ガイドブックの作成・配布、18歳のハローワーク（若年者に対する情報提供資料）の拡充、人材協全国担当者会議の運営 ・ 「建設現場へGO！」の拡充、子ども霞が関見学デーへの参加
事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 私たちの主張等の募集開始（6月） ・ 募集締め切り・審査（8月） ・ 優秀作品の表彰（10月） ・ 子ども霞が関見学デーへの参加（7月～8月） ・ 全国担当者会議の開催（2月～3月） ・ 運営委員会の開催（3月）（次年度計画の策定） ・ 学校キャラバンの実施（随時） ・ 建設業界ガイドブック等の配布
取組目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「私たちの主張」等の実施 建設産業の従事者の意識高揚や建設業のイメージアップを図るため、建設産業就労者を対象とした「私たちの主張」及び高校生を対象とした作文コンクールを実施する。 ・ 「建設業界ガイドブック」の発行・配布 高校生等に建設産業を紹介する「建設業界ガイドブック」を工業高校やハローワーク等へ配布する。 ・ 「18歳のハローワーク（若年者に対する情報提供資料）」 入職前の若年者を対象とした入職促進に資するウェブコンテンツ「18才のハローワーク」の拡充を図る。 ・ 学校キャラバンの実施及び全国展開 小学校、中学校、高等学校を訪問し、建設産業の魅力を直接語りかける学校キャラバンを実施する。併せて、全国展開のための諸調整を行う。 ・ 「人材協全国担当者会議」の開催 全国の建設業協会や専門工事業団体等の人材確保に向けた優良な取組事例の紹介や意見交換を行う会議を開催する。 ・ 「建設産業の戦略的広報等」 建設産業の担い手確保・育成に関するポータルサイト「建設現場へGO！」において各種情報を発信するほか、コンテンツの充実を図る。また、子ども霞が関見学デー等への参加等により効果的な広報活動を展開するほか、建設産業への入職促進に繋がる新たな取組についての検討等を行う。

Ⅱ 建設産業の振興支援	
(4) 人材確保・育成 【担当部：経営基盤整備支援センター】 ⑬ 登録基幹技能者制度推進協議会の運営等 (人材育成支援担当部)	
事業のねらい・効果	登録基幹技能者制度推進協議会の事務局として、登録基幹技能者の更なる普及・活用を目指した周知活動等を行う。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・登録基幹技能者共通テキスト及びパンフレットの改訂等を行う。 ・登録基幹技能者が建設業法に規定する主任技術者の要件の1つとなったことをさらに周知していくとともに、登録基幹技能者の更なる評価向上へ向けた以下の要望活動を展開する。 <ul style="list-style-type: none"> ①登録基幹技能者が総合評価制度において一層活用されるよう、公共発注者への要望活動の実施 ②優秀職長制度等において登録基幹技能者が評価されるよう、総合工事業者ならびに総合建設業者団体への要望活動の実施 ・本格運用が開始される「建設キャリアアップシステム」との連携を図り、技能者データベースの充実化検討を行う。 ・登録基幹技能者数：33職種 42団体、62,267名（平成29年度末現在）
事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ・登録基幹技能者制度推進協議会総会の開催・・・平成30年度の事業報告・決算の承認、平成31年度の事業計画、収支予算の決定について等 ・運営委員会の開催・・・平成31年度の事業報告（案）の検討、平成32年度の事業計画（案）・収支予算（案）の検討を行う。 ・登録基幹技能者講習共通テキストの改訂・・・平成32年度より使用する共通テキストについての改訂作業を行う。 ・その他・・・公共・民間発注者への周知活動、登録基幹技能者パンフレットの改訂、各運営団体のサポート等
取組目標	<ul style="list-style-type: none"> ・登録基幹技能者制度の展開に向け、地方公共団体や独立行政法人等の公共発注者や総合工事業者等に対して、登録基幹技能者制度の周知活動を行い、総合評価及び元請企業における活用の拡大を図る。 ・登録基幹技能者パンフレットの改訂を行い、制度の周知と活用に努める。 ・登録基幹技能者共通テキストの改訂を行い、次年度からの切替を円滑に進める。

II

建設産業の振興支援

(4) 人材確保・育成

【担当部：経営基盤整備支援センター】

⑭ 海外建設技能実習生・外国人建設就労者受入事業

(人材育成支援担当部)

<p>事業の ねらい・効果</p>	<p>建設産業分野における国際貢献の一環として、発展途上国の建設産業に貢献できる人材の育成を図るため、我が国の技能等の移転を図り、当該発展途上国等の経済発展を担う「人づくり」に寄与することを目的とした「外国人技能実習制度」の監理団体として事業を実施するほか、緊急的かつ時限的な措置として即戦力となる外国人建設就労者の受入を行う「外国人建設就労者受入事業」の特定監理団体として事業を実施する。</p> <p>また、本財団の限られた人材を重点事業に集中させるという観点から、当事業は縮小していく方針となったため、その実現に向けた事業を行う。</p>
<p>事業内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（技能実習法）」を踏まえ、監理団体として厳格で適切な対応を執るとともに、実習生受入企業に的確な情報を提供する。 ・巡回訪問等を通じて、幅広く受入企業のニーズ、評価等についてのヒアリングを行い、内容を把握・分析し、それに対応したサービスを提供する。 ・制度の監督機関である外国人技能実習機構と連絡を密にしていくとともに、建設業界における本財団の使命に鑑み、外国人技能実習機構に対して、積極的に意見発信していく。
<p>事業計画</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・送出し機関・実習実施者（受入企業）と協同して、適正な実習を実施する。 ・入国後の国内講習を効率的に実施する。 ・法令に従った受入企業への巡回の際に、技能実習生との面談、宿舍訪問等を積極的に行うことにより、失踪等の防止に努める。 ・事業廃止に向けた具体的作業（他の監理団体との調整、一般財団法人 国際建設技能振興機構（FITS）等への協力依頼等、受入企業に対する周知活動）を開始する。
<p>取組目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・技能実習法等に基づき、監理団体としての責務を一層的確に果たすとともに実習実施機関に対するサービスの向上を図る。 <p>【目標受入数】</p> <p>（技能実習生）新規受入：33名、30年度以前に受入：44名</p> <p>（建設就労者）新規受入：5名、30年度以前に受入：96名</p>

II

建設産業の振興支援

(4) 人材確保・育成

⑮ 建設業経理士の支援・育成

(登録建設業経理士制度の運営)

【担当部：金融・経理支援センター】

(経理研究・試験担当部)

<p>事業の ねらい・効果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・1級及び2級建設業経理士を対象とした自己啓発のための継続学習制度である「登録建設業経理士」制度を運営し、建設業経理士の能力の維持向上を図る。 ・登録建設業経理士に対して、登録建設業経理士専用ウェブサイト（以下：ウェブサイト）、メールマガジン、スキルアップセミナー等を通じて、最新の税・財務等の会計知識をはじめ実務スキルの向上に資する様々な情報を提供する。
<p>事業内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・全国主要都市において登録講習会（上期、下期）を開催する。 ・登録建設業経理士に対するサービスの充実・提供を図る。 <ol style="list-style-type: none"> ① 登録建設業経理士へのメリット拡大のため、ウェブサイトの充実、2級登録更新者（1級を受験しない者）に対する講習カリキュラムの検討等を行うとともに、建設業経理検定級毎の能力や職務上の役割等を明確にし、対象者に対応した各研修や情報発信を行う。また、経理検定試験の内容や位置づけ等についての検討を行う。 ② 登録建設業経理士が無料で参加できるスキルアップセミナーを、（一財）建設産業経理研究機構（以下：機構）と協力し、全国主要都市で開催する。 ③ ウェブサイトにスキルアップセミナーの講習内容を収録・編集した動画をアップする。 ④ 機構が実施する実務セミナーに登録建設業経理士が参加する場合、特別割引価格で受講できるよう助成する。
<p>事業計画</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・全国主要都市において登録講習会を70回程度開催する。 ・登録建設業経理士が無料で参加できるスキルアップセミナーを機構と連携して全国主要都市で10回程度開催する。 ・ウェブサイトやメールマガジンを通じた情報提供の継続的な実施及びQ&Aコーナー等のウェブサイトの更なる充実を図る。 ・機構が実施する実務セミナーに登録建設業経理士が参加する場合の受講料助成を行う。 ・登録建設業経理士の属性（年代、勤務先等）を把握し、登録建設業経理士を雇用している企業を本財団HPで公開する。 ・建設業経理検定制度の懇談会の提言の具体化に向けた検討を行うとともに、登録講習会の実施地や実施回数を見直し受講生の利便性確保に努める。 ・平成30年度に引き続き登録建設業経理士メリット拡大や更新者に対するカリキュラム等について、定期的に外部講師等を含めた検討会において検討を行う。
<p>取組目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・登録建設業経理士の年間登録人数を1級・2級合わせ、1,800名を目標とする。（上期、下期合わせ70回程度の開催を目標とする） ・登録者のメリット拡大のため、次の通りサービスを充実する。 <ol style="list-style-type: none"> ① ウェブサイトの充実（eラーニング構築に向けたコンテンツの開発及びQ&Aコーナーの更なる充実化、電子書籍版「建設業の経理」のバックナンバー掲載） ② 登録建設業経理士に対してスキルアップセミナー及び機構が主催する実務セミナーのPR等を充実させ受講者数を増加させる。

II

建設産業の振興支援

(5) 調査研究、広報、情報提供等

【担当部：企画広報部及び各部】

⑩ 建設産業に係る総合的な調査研究 等

<p>事業の ねらい・効果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・建設産業に関する調査研究等を通じて、建設産業振興策の立案等に活用する。 ・本財団の事業促進に関連する団体等との協力体制を強固にし、施策の連携及び高度化を図る。
<p>事業内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の建設産業を見据えた諸課題の解決に資する各種の調査研究等を行う。
<p>事業計画</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・建設産業の活性化に向けた関係団体との連携強化の推進に係る検討（担い手確保・育成、事業承継等）についての検討 ・建設産業関係諸データの情報提供に関する検討 ・工業高校生の入職・定着促進に関する調査研究の実施 ・建設産業市場整備の推進支援
<p>取組目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・調査研究及び検討の成果がより早く発現するよう、本財団の各部門はもとより、関係する諸機関との緊密な連携を図る。

Ⅱ 建設産業の振興支援	
(5) 調査研究、広報、情報提供等 【担当部：金融・経理支援センター】 ⑰ 建設業経理に関する調査研究等 (経理研究・試験担当部)	
事業のねらい・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の建設業の経営力強化を図るため、中小建設企業が適用すべき会計処理等を示すとともに関連した財務情報等を提供する。 ・税財務講習会の内容を（一財）建設産業経理研究機構（以下：機構）が企画するスキルアップセミナー及び実務セミナーと連携し、各講習の再構成を行う。 ・中小・零細企業向けの働き方改革等（特に女性の総務・経理担当者向け）に資するメニューを検討する。 ・建設業経理検定級毎の能力や職務上の役割等について、機構と連携して引き続き調査研究を行う。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・中小・零細建設業の経営改善等に資するテーマを設けて各都道府県建設業協会と連携し、税財務講習会等を実施する。 ・建設業経理検定級毎の能力や職務上の役割及び中小建設業会計の実態に関する調査研究等を行う。
事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ・建設産業団体と共催して税財務講習会等を実施する。 ・各種講習会の再構成を検討する。 ・建設業経理検定級毎の能力や職務上の役割等について調査研究を行う。
取組目標	<ul style="list-style-type: none"> ・税財務講習会（都道府県建設業協会との共催）は20回の開催を目標とする。 ・建設業経理検定級毎の能力や職務上の役割、中小建設業会計の実態等についてとりまとめ、報告する。

II

建設産業の振興支援

(5) 調査研究、広報、情報提供等

【担当部：企画広報部及び各部】

⑩ 「建設業しんこう」の発刊及び建設産業に係る情報提供

<p>事業の ねらい・効果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業経営に資する情報の提供を行うことにより建設企業の経営改善等を促進する。 ・本財団が実施する事業及び建設企業や建設産業団体等の活動についての広報を行うことにより、建設産業を国民にとってより身近なものとし、国民と建設産業界を繋ぐ橋渡しの役割を果たす。
<p>事業内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「建設業しんこう」の発行（全10号、7・8月号と12・1月号は合併号）及び「しんこうWeb」による情報提供 ・入職促進に資する若年者等を対象としたウェブサイト、ガイドブック等による情報発信 ・ウェブサイトやパンフレット等を活用した各事業の広報・情報提供
<p>事業計画</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「建設業しんこう」を年間10回発行するほか、ウェブサイトの改修及び内容の充実を図る。 ・「建設産業人材確保・育成推進協議会」、「建設産業担い手確保・育成コンソーシアム」と連携し、若年者の入職促進、担い手の確保・育成に関するウェブサイト「現場へGO!」や「18歳のハローワーク」の内容更新及び「高校等キャラバン」等、各種イベントの実施に係る情報を適時・的確に提供する。 ・建設産業団体における団体間の情報共有を促進するため、担い手の確保・育成をはじめとする各建設産業団体の取組事例をデータベースとしてウェブサイトで紹介する。
<p>取組目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「建設業しんこう」の分かりやすく魅力的な誌面構成の検討及びウェブコンテンツのタブレット端末対応等により、更なる内容の充実等を図り、建設企業の経営改善等に資するとともに国民と建設産業を繋ぐ橋渡しとしての役割を果たす。 ・ウェブサイト、パンフレット等の内容の充実と見やすさ・分かりやすさの追求をしていくとともに、各事業の実施及び成果に関する情報提供の頻度向上を図る。 ・新連載として、代表的な工業高校と先生の紹介、登録機関技能者の紹介を企画し、誌面の充実化を図る。

Ⅱ 建設産業の振興支援	
(5) 調査研究、広報、情報提供等 【担当部：企画広報部及び各部】 ⑱ 連携団体職員合同研修	
事業のねらい・効果	<ul style="list-style-type: none"> 建設産業団体の事務局職員の合同研修の開催を通じ、職員の資質向上及び研鑽、相互理解の促進を図る。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 本財団に対する出えん団体をはじめ、各都道府県建設業協会事務局職員（支部職員等を含む）を対象とした2日間の研修を実施する。 建設産業政策の動向や建設産業団体事務局における実務等に資する知識等（企業経営支援、広報、法務、会計・税務等）に関する研修を実施するとともに、建築物や公共土木施設等の見学を実施する。
事業計画	<ul style="list-style-type: none"> 研修参加者アンケートの調査結果を参考に、開催時期・場所を含め企画内容を検討した上で実施する。
取組目標	<ul style="list-style-type: none"> グループワーク等、参加者相互の交流促進の観点を踏まえた研修内容を企画し、実施する。 研修実施後のアンケート調査等を踏まえ、より受講者満足度の高い研修会の企画内容を検討し、継続的な研修会の実施に繋げる。

Ⅲ 施工技術等の向上	
<p style="text-align: right;">【担当部：試験研修本部】</p> <p>⑳ 建築／電気工事施工管理技術検定試験 (試験管理・講習部／建築試験部／電気試験部)</p>	
事業のねらい・効果	技術検定試験の実施を通じ、施工管理技術者の確保・育成を図り、建設業の施工技術の向上に寄与する。
事業内容	<p>国土交通大臣の指定試験機関として、建設業法第 27 条の 2 第 1 項の規定に基づき次の技術検定試験を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築施工管理技術検定試験（1 級及び 2 級） ・ 電気工事施工管理技術検定試験（1 級及び 2 級）
事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 級学科試験の実施（平成 31 年 6 月 9 日（日）） ・ 1 級実地試験の実施（平成 31 年 10 月 20 日（日）） ・ 2 級学科試験(前期)の実施（平成 31 年 6 月 9 日（日）） ・ 2 級学科試験(後期)及び学科・実地試験の実施（平成 31 年 11 月 10 日（日）） ・ 施工管理技士補制度（仮称）及び 1 級施工管理技術検定試験の受検資格緩和等への対応
取組目標	<p>(1) 建築・電気工事施工管理技術検定試験の適確な実施・運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2 級施工管理技術検定学科試験の年 2 回化等に伴う業務の増加を踏まえつつ申込審査、試験問題の作成、試験実施等を適確に行う。 <p>(2) 施工管理技術者の確保・育成に資する受験者の利便性向上・拡大策の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受験者への情報提供等のツールである受験者マイページについて、登録者数を増やし受験者の利便性向上を図るため、登録しやすいよう受検票に二次元コードの印字等を行う。（マイページ機能）①会場案内、②合否確認、③住所変更届、④受験地変更届 等 ・ ネット申込は願書購入が不要となるため、再受験者に対し、受験者マイページを通じてネット申込の利便性を周知するとともに、利用率の向上に繋げる。 ・ 解答用紙への受験番号記載をマークシート方式から 2 次元コードを用いたシール貼付方式に改め受験者の利便を向上する。 <p>(3) 平成 31 年以降の次の取組について、国土交通省と連携した検討等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 級学科試験の早期受験化、及び 1 級の受検資格緩和に向けた検討等を行う。 ・ 若年層の建設業界への入職促進、及び高水準にある離職率を抑制するため技士補制度（仮称）の導入に向けた検討等を行う。（資格取得への意識醸成とモチベーション向上）
備考	<p>受験見込者数</p> <p>【建築（1・2 級合計）】 97,123 名（平成 30 年度実績） → 98,800 名（平成 31 年度計画）</p> <p>【電気（1・2 級合計）】 45,945 名（平成 30 年度実績） → 47,900 名（平成 31 年度計画）</p>

Ⅲ 施工技術等の向上	
【担当部：試験研修本部】 （試験管理・講習部）	
⑳ 監理技術者講習	
事業のねらい・効果	建設工事の適切な施工を確保する上で重要な役割を担う監理技術者を対象に、最新の法律制度、施工管理及び建設技術に関する講習を実施し、施工技術の維持向上を図る。
事業内容	国土交通大臣の登録講習実施機関として、建設業法第 26 条第 4 項に基づく、監理技術者講習を全国において実施する。
事業計画	(1) 講習予定回数 1,750 回（対面 82 回・テレビ 1,688 回） （開催予定会場数：47 都道府県、約 300 会場において開催） (2) 受講者計画 56,500 名
取組目標	【年間目標】受講予定者数 56,500 名 (1) 受講者数拡大による収入増加策 ・建設業団体と連携し P R チラシの配布及び協力体制の強化を図る。 ・企業申込データ等を分析して出張講習の営業強化を図る。 ・他事業との連携により営業強化を図る。 (2) 地区別受講者データ分析を実施して、次年度以降の効果的な事業計画を策定
備考	受講者計画 平成 30 年度計画 52,500 名 → 平成 31 年度計画 56,500 名

Ⅲ 施工技術等の向上	
⑳ 建築施工管理能力の維持・向上支援 (建築・設備施工管理 CPD 制度の構築・運用)	【担当部：試験研修本部】 (試験管理・講習部)
事業の ねらい・効果	建築施工管理分野の技術者が自主的に能力を研鑽する継続教育（CPD）制度を通じ、技術者の技術力の維持・向上を図る。
事業内容	建築・設備施工管理 CPD 制度の拡大と安定的な運営
事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本制度の参加者数増大及び実績証明書利用拡大に向けた普及活動の推進 ・ 建築・設備施工管理 CPD 制度の普及の推進 ・ 建築施工管理プログラムの開発
取組目標	<p>【年間目標】平成 31 年度参加者累計 7,500 名 (1,500 名（建築系 500 名、設備系 1,000 名）の年度内増加を目指す。)</p> <p>(1) 制度参加者の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 30 年度に制度説明を行った設備系協会と連携して CPD 制度の周知普及を図る ・ 普及の成功例を整理し新規参加を検討中の団体等への説明に活用する <p>(2) 発注機関への制度利用の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当制度の実績証明書活用拡大に向けた働きかけの実施 <p>(3) 建築・設備施工管理 CPD 制度の普及の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ プログラムの受講機会が極端に不足している設備系のプログラムの増大に努める。 <p>(4) 施工系プログラムの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大阪建設業協会の協力を得て更なる映像プログラムの構築 <p>(5) e ラーニングの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 諸規定を見直し e ラーニングの実施環境を整える ・ e ラーニングの実施を希望しているプロバイダーと連携して周知普及を図る
備考	(平成 30 年 10 月 31 日現在) 参加者累計実績 6,000 名 → 平成 31 年度参加者累計計画 7,500 名

IV 建設産業政策への協力	
㊸ 建設業における女性活躍推進に関する新計画策定 等業務 【担当部：経営基盤整備支援センター】 (国土交通省受託事業) (人材育成支援担当部)	
事業のねらい・効果	<p>平成 31 年度は、平成 26 年 8 月に国土交通省と建設業 5 団体が共同で策定した「もっと女性が活躍できる建設業行動計画」の最終年度に当たることから、この総括をするとともに、さらに女性活躍の機運を高め、建設業界が自律的・継続的に女性活躍の取組ができるよう、官民で平成 32 年度から 5 ヶ年の新計画を策定するものである。</p>
事業内容	<p>現行計画の総括等を行うための検討委員会を設置し、国や建設 5 団体の取組の把握、効果や課題、改善点を掲示する。</p> <p>各団体等に対する意見聴取、集約等を踏まえ、32 年度から 5 ケ年の目標である新計画案をとりまとめ、併せて策定された新計画に係る普及・啓発に向けた活動を行う。</p>
事業計画	<p>○建設 5 団体の取組の確認及び意見等の集約</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 26 年 8 月に策定された現行計画に基づき、各団体や会員企業等が行ってきた活動についての確認を行うとともに、意見交換会等の実施を通じて顕在化した課題や改善点等をまとめ、新計画案のとりまとめに向けた構成材料とする。 <p>○検討会の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行計画の総括や新計画の内容について意見を得るための、国、関係業界団体等からなる検討会を組成し、その運営を行う。 <p>○建設産業女性活躍推進ネットワークの取組支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職種や地域ごと等により組織される女性ネットワーク同士をつなぎ、建設産業における女性のさらなる入職及び定着を促進するため、平成 30 年度に組織された「建設産業女性活躍推進ネットワーク」の取組支援を行う。 <p>○新計画案のとりまとめ及び策定された新計画の普及・啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記を踏まえた新計画案をとりまとめるとともに、策定された新計画の普及・啓発に努める。
取組目標	<ul style="list-style-type: none"> ・現行計画の総括 ・新計画の策定 ・策定した新計画の普及・啓発

※平成 31 年度の国土交通省の委託事業であり現段階においては受託未確定。

IV 建設産業政策への協力	
②④ 中小企業等担い手育成支援事業 (厚生労働省受託事業)	【担当部：経営基盤整備支援センター】 (人材育成支援担当部)
事業の ねらい・効果	業界団体等が個々の企業における訓練計画策定や進捗管理を支援することで、しっかりとしたスキル（業界での実務経験や公的資格）を身につけた人材を育成し、事業所の生産性の向上や定着に加え、明確な目標を持って働きながら訓練を受ける環境を整備する等人手不足対策の一層の強化を図る。
事業内容	訓練の確実かつ効果的な実施に向け、本事業の周知広報（事業所向け、訓練候補生向け）、訓練計画策定に向けた支援、OFF-JT 講習の実施、訓練の進捗把握、補講の実施、相談支援（事業所向け、訓練生向け）等を実施する。（平成30年度から継続した3年間の受託。2期に分けて実施。）
事業計画	<p>【1期（訓練期間：平成30年12月～平成31年9月）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3ヶ月に1回程度のOFF-JT講習、熟練度把握のための試験を実施し、一定レベルに達していない者については、補講を実施する。 ・月に1回程度雇用先事業所を訪問し、訓練計画の進捗状況を把握するとともに、必要に応じて相談支援（事業所向け、訓練生向け）等を実施する。 ・クレーンオリジナル基礎ランクを合格させる。（技能検定3級程度に相当）。 ・2級建設機械整備技能士を受験させ合格を目指す。 <p>【2期（訓練期間：平成31年10月～平成33年3月）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訓練生募集に向け、本事業PR用のチラシ等を作成し、関係団体等に配布する。また、本財団のホームページに本事業PR用のバナー等を掲載し募集活動を行う。 ・訓練生確定後、関係団体、外部専門家等と連携し、訓練計画策定に向けた支援を行う。 ・3ヶ月に1回程度のOFF-JT講習、熟練度把握のための試験を実施し、一定レベルに達していない者については、補講を実施する。 ・月に1回程度雇用先事業所を訪問し、訓練計画の進捗状況を把握するとともに、必要に応じて相談支援（事業所向け、訓練生向け）等を実施する。 ・クレーンオリジナル基礎ランクを合格させる。（技能検定3級程度に相当）。
取組目標	<p>【1期】 2級建設機械整備技能士レベルまで育成する。 ※1期については平成30年度に募集済み。</p> <p>【2期】・募集人数：15名 ・クレーンオリジナル基礎ランクを合格させる。</p>

平成 31 年度 事業計画書

〒105-0001

東京都港区虎ノ門 4-2-12

電話：03-5473-4570

URL <http://www.kensetsu-kikin.or.jp>

